社会福祉法人　交楽会
介護老人保健施設　もりよし荘
運営規程（抜粋）

短期入所療養介護運営規程

（事業の目的）

第１条　　社会福祉法人交楽会が開設する介護老人保健施設もりよし荘（以下「事業所」という。）が行う短期入所療養介護事業及び介護予防短期入所療養介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者等が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対して適正な短期入所療養介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養（以下「短期入所」という。）は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。

２　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

３　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

４　事業所は、短期入所を提供するにあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。ただし、当該事業に係る指定が介護老人保健施設と一体であることにより、別に定める介護老人保健施設の運営規程に従うものとする。

一　管理者（施設長）　　１名（兼務）
　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

二　医師　　１名以上（兼務）
　医師は、利用者に適正な医療を提供する。

三　理学療法士、作業療法士または言語聴覚士　　１名以上（兼務）
　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は利用者のリハビリテーション指導を行う。

四　看護職員　　９名以上（常勤換算数９.７名以上）（兼務）
　看護職員は、利用者の健康管理及び適切な処置を行う。

五　介護職員　　２５名以上（兼務）
　介護職員は、運営基準に従って利用者の介護を行う。

六　支援相談員　　１名以上（兼務）

短期入所療養介護計画の作成その他の必要な事務を行う。

七　栄養士　　１名以上（兼務）

利用者の栄養管理を行う。

八　事務職員　　１名以上（兼務）

事務管理全般の業務に従事する。

２　ただし、上記定員に関しては、異動時期や緊急やむを得ない事情がある場合には、介護保険法その他の法令の定める範囲において、増減を認めるものとする。

（利用定員）

第５条　介護保健施設である介護老人保健施設もりよし荘の空床を利用するものであって、介護老人保健施設の入所者との合計数が１００名を越えてはならないものとする。

（通常の事業の実施区域）

第７条　通常の送迎の実施区域は、北秋田市及び上小阿仁村とする。ただし、家族等が希望し送迎車の運行が可能であり、利用者が自己負担料金を支払う事によって送迎を行う場合にはこの限りではない。

（短期入所療養介護の対象者及び終了）

第１２条　事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るために、入所して介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室において短期入所療養介護を提供する。

２　事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（短期入所療養介護の取扱方針）

第１９条　短期入所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。

２　短期入所は、当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

３　短期入所従業者は、短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

４　事業者は、短期入所の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

５　事業者は、自らその提供する短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第２３条　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うよう努める。

２　事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

３　事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助

を行わなければならない。

4　事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5　事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6　事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第２４条　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うよう努める。

2　利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。

（勤務体制の確保等）

第２８条　事業者は、利用者に対し、適切な短期入所を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこととする。

2　事業者は、当該事業所の従業者によって短期入所を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　事業者は、短期入所従事者の資質の向上のために、その研修の機会を次の通り設ける。

一　採用時研修

二　継続研修

三　当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

（利用料等の受領）

第３０条　事業者は、法定代理受領サービスに該当する短期入所を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、短期入所に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一　滞在費及び食事の提供に係る費用

尚、滞在費は施設の建設費用及び光熱水費、近隣地域の類似施設の平均的な費用の額を基に算出する。食事の提供に係る費用は、食材料費及び調理に係る費用を基に算出する。

二　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

三　理美容代

四　前各号に掲げるもののほか、短期入所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又は家族に対し文章により、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

５　上記利用料に関しての具体的な額は、別途「利用料金表」及び施設内の見やすい場所に提示する。

（利用料に含まれない費用）

第３１条　前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療および、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

（禁止行為）

第３７条　利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二　けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

三　事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四　指定した場所以外で火気を用いること。

五　故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

六　同時に利用している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。

２　上記各号に規定する事項は、利用者の家族にも適用する。

（非常災害対策）

第３９条　事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行わなければならない。

２　非常災害に備え、少なくとも６ヶ月に１回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

３　訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第４０条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（秘密保持）

第４２条　事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

２　退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらさぬよう、必要な措置を講じる。

３　指定居宅在宅支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第４３条　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用に対して当該短期入所を紹介することの対償とし

て、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第４９条　提供した短期入所に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

一　電　話　　０１８６－７２－５０３０

二　ＦＡＸ　　０１８６－７２－５０１７

２　提供した短期入所に関し、介護保険法第２３条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。

３　提供した短期入所に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第２号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第５１条　利用者に対する短期入所の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に行うとともに、必要な措置を講じる。

２　利用者に対する短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等の対応）

第５４条　従業者は短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（衛生管理等）

第５６条　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の整備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

２　感染症が発生し、又は蔓延しないように感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（１）　事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。

（３）　「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

３　栄養士、調理員は、毎月１回、検便を行わなければならない。

４　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（身体の拘束等）

第５７条　事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合はその理由、様態等の記録を行う。

２　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

３　事業所の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待の防止等）

第５８条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、高齢者虐待防止のための指針を定め、体制を整備する。

２　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

３　事業所の従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施する。

（ハラスメントの防止）

第６１条　事業者は、適切な短期入所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための規程を定め、必要な措置を講ずるものとする。